

議案第50号

年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和3年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町の休日を定める条例の一部改正)

第1条 芽室町の休日を定める条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部改正)

第4条 芽室町中央公民館の設置及び管理条例（昭和56年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の表休館日の項中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(芽室町上美生保育所設置条例の一部改正)

第5条 芽室町上美生保育所設置条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「12月31日及び」を「12月29日から12月31日まで、」に、「から1月5日まで」を「及び1月3日」に改める。

(芽室町ひだまり保育所設置条例の一部改正)

第6条 芽室町ひだまり保育所設置条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「12月31日及び」を「12月29日から12月31日まで、」に、「から1月5日まで」を「及び1月3日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

令和4年度から芽室町の年末年始の休日期間を12月29日から1月3日までに改正するため、関係条例の整理をしようとするものであります。

年末年始の休日変更に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町の休日を定める条例の一部改正)</p> <p>(芽室町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、芽室町の休日とし、芽室町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 一略一</p> <p>(3) <u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 一略一</p> <p>(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)</p> <p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>(芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p>	<p>(芽室町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、芽室町の休日とし、芽室町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 一略一</p> <p>(3) <u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 一略一</p> <p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p>

改正案		現 行	
<p>第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は<u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部改正） （開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。 ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p>		<p>第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は<u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。 ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p>	
—略—		—略—	
休館日	毎月第1日曜日及び <u>12月29日</u> から翌年の <u>1月3日</u> までの日	休館日	毎月第1日曜日及び <u>12月31日</u> から翌年の <u>1月5日</u> までの日

改正案	現 行
<p>(芽室町上美生保育所設置条例の一部改正) (保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 休日 ア 一略一 イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>2 一略一</p> <p>(芽室町ひだまり保育所設置条例の一部改正) (保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 休日 ア 一略一 イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>2 一略一</p>	<p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 休日 ア 一略一 イ <u>12月31日及び1月2日から1月5日まで</u></p> <p>2 一略一</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 休日 ア 一略一 イ <u>12月31日及び1月2日から1月5日まで</u></p> <p>2 一略一</p>

改正案	現 行
附 則 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>	